

オンブズパーソン制度をご利用ください

市政に関する苦情を民間の有識者が調査し、必要に応じて是正の勧告を行います。市の施策や職員の対応などに不満をお持ちの方は、市内公共施設または市ホームページにある「苦情申立書」に必要な事項を記入し、オンブズパーソン事務局（総務課文書法制係）に申し立て（郵送

・ファクスも可）をしてください。処理結果は、行政資料コーナーや市ホームページで閲覧できます。
【オンブズパーソン】秋山一弘（弁護士）、川上俊宏（弁護士）
☎総務課文書法制係
☎042-497-2031
☎042-492-2415

清瀬市物価高騰対策支援給付金（現在準備中）

近年の物価高騰による負担の増加を踏まえ、対象世帯に1世帯当たり3万円の給付金を支給します。平成18年4月2日以降生まれの子を扶養している場合、子ども1人当たり2万円を加算します。
詳しくは市報3月1日号及び市ホームページでお知らせします。
【給付対象】令和6年12月13日時点で市に住民登録があり、世帯全員が令和6年度住民税均等割が非課税である世帯
【給付方法】対象と思われる世帯のうち、過去に物価高騰対策を理由とした市の給付金の支給を受けた世帯で、受け取った直近の給付金の基準日翌日以降、世帯主に変更がなく、口座受取人も当該世帯主である場合には3月上旬ごろに支給予定通知書を、その他の世帯には3月中に確認書を送付する予定です。
☎清瀬市給付金コールセンター☎0120-003-691（土曜、日曜日・祝日を除く午前9時～午後5時）

税の申告書を配布しています

市・都民税の申告書及び所得税などの申告（確定申告）書を配布しています。
※配布している市・都民税の申告書は、令和6年度市・都民税申告書を提出された方に対して1月22日（水）に送付した「令和7年度市・都民税申告書」と同様のものです。
【配布場所】市役所本庁舎2階市民協働サロン兼ギャラリー
【配布期間】3月17日（月）まで
※所得税などの申告（確定申告）書については、数、種類に限りがあります。なくなり次第配布終了となりますのであらかじめご了承ください。
※土曜・日曜日の開庁日も取得可能です（2月15日（土）・23日（日）、

3月1日（土）・9日（日）・15日（土）。
◆市・都民税申告書の作成相談
市・都民税の申告書の作成相談を希望される方は、同フロア市民協働ルームで受け付けています。申告期間中は混み合いますので、時間に余裕をもってお越しください。
【相談受け付け時間】
平日午前9時～午後3時
※所得税などの申告（確定申告）書は配布及び完成分の提出のみ受け付けています。作成相談はお受けできませんので、東村山税務署 ☎042-394-6811に直接お問い合わせください。
☎課税課市民税係
☎042-497-2040

「情報公開制度」と「保有（特定）個人情報開示制度」

①情報公開制度
市が保管・保存する文書を対象に公開する制度です。請求された情報は、個人情報の保護や個人財産の保全などの理由を除き、原則すべて公開されます。
②保有個人情報開示制度
③保有特定個人情報開示制度
市が保有する自己の個人情報の開示を請求することができる制度です。個人情報にマイナンバーを含まないものが保有個人情報、含むものが保有特定個人情報です。
【開示決定】原則請求を受けた日の翌日から14日以内（保有特

定個人情報の開示請求については30日以内）に開示・一部開示・不開示の決定を行い、決定通知書で通知します
【手数料】無料（写しの作成費用や郵送料は実費負担）
【請求方法】①は直接窓口または郵送、ファクスで、②③は本人であることを証明できる書類（運転免許証や個人番号カードなど）を、②は1点、③は2点持参し、直接窓口または郵送で総務課文書法制係へ
☎総務課文書法制係
☎042-497-2031
☎042-492-2415

高齢者の肺炎球菌感染症の予防接種
66歳以上の任意接種助成は3月31日まで！

65歳以上で5歳刻みの年齢を対象としていた肺炎球菌感染症の定期予防接種の経過措置期間は終了し、現在は65歳の方のみが定期接種対象者となっています。市はこれまでの接種機会を逃した66歳以上の方について令和7年3月31日まで任意接種として公費助成の機会を設けています。接種を希望する方はこの機会を逃さないようご注意ください。
◆対象ワクチン
23価肺炎球菌ワクチン
◆接種費用
2,500円（免除制度あり）
◆任意接種対象者
接種日時点で66歳以上の方。ただし、自費であっても過去に23価肺炎球菌ワクチンを接種した方は対象となりません。

◆市の予診票について
・昭和34年4月1日以前に生まれた66歳以上の方（任意接種）
予診票の発行申請をしてください。
・昭和34年4月2日以降に生まれた65歳の方（定期接種）
令和6年4月1日以降、市に住民登録があり65歳の誕生日を迎える方には、誕生月に個別送付しています。予診票は65歳の間のみ使用可能です。転入などでお手元に予診票が届いていない場合は、発行申請をお願いします。
☎QRコード内申込みフォームまたは直接窓口で
☎健康推進課健康推進係
☎042-497-2075



詳しくはこちら

募集

まちづくり応援寄附をされた方への返礼品を募集しています

市では、まちづくり応援寄附金（ふるさと納税）にご協力いただいた市外在住の方へ、返礼品をお送りしております。令和6年12月には新たな返礼品が追加されましたが、引き続き返礼品として、市の魅力のPRや、清瀬市に訪れてみたいと思っただけの商品やサービスを募集していきます。募集条件や詳細は、市ホームページまたは産業振興課にお問い合わせください。
☎産業振興課商工係☎042-497-3187



詳しくはこちら

令和7年 清瀬市議会第1回定例会

令和7年清瀬市議会第1回定例会は、2月27日（木）から下表のとおり開会予定です。
☎議会事務局議事係☎042-497-2567

月	日	時間	内容
2	27（木）		本会議（初日） 予算特別委員会
3	4（水）	午前10時～	本会議（代表・一般質問）
	5（木）		本会議（一般質問）
	6（木）		本会議終了後
	10（月）	午前10時～	予算特別委員会（予算概要説明）
	11（水）		予算特別委員会
	12（水）		総務文教常任委員会
	13（木）		福祉保健常任委員会
	17（月）		建設環境常任委員会
	18（水）	午後2時～	議会運営委員会
	27（木）		本会議（最終日）

令和7年清瀬市議会第1回臨時会

地方自治法第74条に基づき、住民から市長に対し、清瀬市立図書館の設置に関する住民投票を実施するための条例を制定するよう、直接請求がありました。
本請求を受け2月3日に開会された臨時会にて、「清瀬市立図書館の設置に関する住民投票条例」を審議しました。また、当該住民投票条例に対して、修正動議が提出されましたが、修正案及び原案いずれも賛成者少数で否決されました。
審議にあたり、条例制定請求代表者（以下「請求代表者」という。）の意見陳述や請求代表者への質疑等を実施しました。
☎議会事務局議事係☎042-497-2567